様式例１－３

設　立　時　の　負　債　内　訳　書

（借入れに係わるもの）　　（令和○○年○○月○○日現在）

借入先	借入年月日	借入金額（円）	借入金の使途		返済額（円）	未返済額		１月当返済額（円）	拠出者
			拠出財産（円）	その他（円）		負債引継額（円）	その他（円）		
○○銀行 ○○支店	令和○○年 ○○月○○日	10,000,000	エックス線装置 80,000,000	運転資金 2,000,000	1,000,000	7,200,000	1,800,000	83,334	○○　○○

（リース物件に係わるもの）　　（令和○○年○○月○○日現在）

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額（円）	既支払額（円）	負債引継額（円）	１月当リース料（円）	拠出者
○○リース株式会社	心電計 (型　式)	1	平成○○年 ○○月○○日 ～ 令和○○年 ○○月○○日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	○○　○○

（支払いに係わるもの）　　（令和○○年○○月○○日現在）

支払先	品名	令和　年　月末の買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
○○薬品○○営業所	医薬品	1,950,000　円	1,950,000　円	○○　○○	
△△薬品△△営業所	診療材料	1,300,000　円	1,300,000　円	○○　○○	

（作成上の注意）

１．現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出（寄附）に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

（上記の例）未返済額　９００万円　×　医療用器械備品等の取得に当てた費用　８００万円　／　当初借入金　１，０００万円　＝　引継ぎ可能な負債額　７２０万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

（例）当初１，０００万円を借入れ、未返済額が６００万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ４００万円を含め新たに１，０００万円の借入れを起こし、現在の未返済額が３００万円である場合（借換え借入金のうち新規４００万円は、運転資金に消費したものとする。）

借換え借入金未返済額　３００万円　×　当初借入金の未返済額　６００万円　／　借換え借入金　１，０００万円　＝　引継ぎ可能な負債額　１８０万円

２．負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

（借入れに係わるもの）

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

（リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

（支払いに係わるもの）

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願